
筑紫野市役所
環境にやさしい行動計画パートⅤ
—筑紫野市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)—



令和3年4月

筑紫野市

目 次

1	基本的事項	1
	（1）計画の背景と目的	1
	1）地球温暖化問題の概況	1
	2）近年の主な社会の動き・出来事（環境関連）	1
2	計画に関する基本的事項	3
	（1）計画の対象	3
	1）対象とする事務及び事業	3
	2）対象とする施設等	3
	3）対象とする温室効果ガス	4
	（2）計画の期間	4
	1）計画の期間	4
	2）計画の基準年度	4
3	事務及び事業活動に係る環境負荷の現状（令和元年度実績）	5
	（1）資源及びエネルギー等の使用実績	5
	1）エネルギーの使用量	5
	2）ごみの発生量	5
	3）製品の購入量	6
	（2）温室効果ガスの排出状況	7
	1）温室効果ガス総排出量	7
	2）温室効果ガスの内訳	8
	3）環境にやさしい行動計画パートⅣにおける目標達成状況	9
4	計画の目標	10
	（1）温室効果ガス排出量（二酸化炭素排出量）の削減目標	10
	（2）温室効果ガス排出量の算定方法	11
	（3）資源及びエネルギー等の目標	12
	1）エネルギーの使用に関する目標	12
	2）製品の購入に関する目標	12
5	具体的な取り組み	13
	（1）エネルギーの使用に関する取り組み	13
	1）電気使用に関する取り組み	13
	2）公用車の燃料使用に関する取り組み	14
	3）水の使用に関する取り組み	14

(2) その他の環境配慮に関する取り組み	15
1) ごみに関する取り組み	15
2) 製品の購入に関する取り組み	15
① 公用車の購入に関する取り組み	15
② 用紙類の購入に関する取り組み	16
③ 文具・事務用品の購入に関する取り組み	17
④ 電気製品の購入に関する取り組み	17
⑤ その他の購入に関する取り組み	17
3) 公共工事に関する取り組み	18
4) 職員に対する研修及び情報提供の推進	18
5) 職員が率先して取り組むべき事項	18
6) 市民及び地域施設への啓発	19
6 計画の推進体制	20
(1) 推進体制	20
(2) 進行管理	21
(3) 計画の取り組み状況の点検・把握	21
(4) 計画の進捗状況の公表	21

1 基本的事項

(1) 計画の背景と目的

1) 地球温暖化問題の概況

地球温暖化とは、大気中の温室効果ガス（二酸化炭素等）の大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。その主な原因は人為的な温室効果ガスの排出量増加であるとされています。

2) 近年の主な社会の動き・出来事（環境関連）

平成 28 年	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「第二次筑紫野市都市計画マスタープラン」策定 ■ 「筑紫野市役所環境にやさしい行動計画パートⅣ」策定 ■ 「福岡県廃棄物処理計画」策定 ■ 「福岡県災害廃棄物処理計画」策定 ■ 「平成 28 年熊本地震」が発生し「大規模災害からの復興に関する法律」上の「非常災害」に初めて指定される ■ 「地球温暖化対策計画」閣議決定 ■ 「福岡県第 8 期分別収集促進計画」策定
平成 29 年	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「福岡県地球温暖化対策実行計画」策定 →本計画は、令和元年 8 月に「地域気候変動適応計画」に位置づけ ■ 「福岡県汚水処理構想」策定 ■ 「平成 29 年 7 月九州北部豪雨」発生 線状降水帯が形成され、朝倉市などで記録的な降水を記録
平成 30 年	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「福岡県生物多様性戦略第 2 期行動計画」策定 ■ 「第四次福岡県環境総合基本計画」策定 ■ パリ協定採択後初の環境基本計画となる「第五次環境基本計画」閣議決定 ■ 「第四次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 ■ 「気候変動適応法」公布（12 月に施行） →同年 11 月「気候変動適応計画」閣議決定
平成 31 年 / 令和元年	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」、「プラスチック資源循環戦略」策定 ■ 「食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく新たな基本方針」策定 ■ 「生物多様性条約（CBD）第 14 回締約国会議（COP14）」開催 →令和 2 年以降の新たな生物多様性の世界目標（ポスト 2020 目標）に関する検討プロセスを協議
令和 2 年	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「第六次筑紫野市総合計画」策定 ■ 「令和 2 年 7 月豪雨」発生 球磨川が氾濫、大牟田市で内水氾濫が発生

■ 国際的な動き
 ■ 日本の動き
 ■ 福岡県の動き
 ■ 筑紫野市の動き
 ■ 大規模災害（日本）

現在、日本は地球温暖化対策計画に基づき、温室効果ガス排出量削減に取り組んでいます。引き続き、目標達成に向けた進捗の国際的な報告・検証を通じて、地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくこととしています。

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「筑紫野市環境基本条例」に基づき策定した「筑紫野市役所環境にやさしい行動計画パートⅣ」（平成28年策定）を見直し、低炭素社会をつくるため、引き続き市及び職員が、市の事務及び事業に関し、環境への負荷を低減し、地球温暖化対策を率先して実行する行動指針として定めます。

2 計画に関する基本的事項

(1) 計画の対象

1) 対象とする事務及び事業

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の対象は、市が行う事務及び事業の全てが対象となります。

2) 対象とする施設等

対象とする施設等は下表のとおりです。

【表 対象施設等一覧】

筑紫野市役所庁舎及び付属棟（旧庁舎等を含む）	各市立小・中学校
筑紫野市総合保健福祉センター「カミーリヤ」	各小学校学童保育所
生涯学習センター及び周辺施設	つくし学級
各隣保館等	学校給食共同調理場
各コミュニティセンター	筑紫野市歴史博物館及び史跡等
竜岩自然の家	駐車場及び駐輪場等
市民図書館	廃棄物関連施設
筑紫野市文化会館	子育て関連施設
勤労青少年ホーム	各農業用井堰
農業者トレーニングセンター	倉庫等
各運動広場（グラウンド、スポーツ公園を含む）	各施設照明等
各浄水場及びその他上下水道関連施設	公用車
各市立保育所	その他施設・設備等
市立幼稚園	

※指定管理者制度導入施設や無人施設等もパートⅢから対象に含めています。

3) 対象とする温室効果ガス

①対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律の対象となる温室効果ガスは、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)がありますが、本市の事務及び事業において排出される温室効果ガスのほとんどが二酸化炭素であることから、本計画では、温室効果寄与度の高い二酸化炭素のみを対象とします。

②温室効果ガスの種類と特性

温室効果ガスの特性は、下表のようになっています。

温室効果ガス	主な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	石油、天然ガス等の化石燃料の燃焼に伴う排出、廃棄物の焼却等
メタン(CH ₄)	化石燃料の不完全燃焼、下水処理、自動車の排気ガス等
一酸化二窒素 (N ₂ O)	化石燃料の燃焼や化学反応、窒素肥料、麻酔ガスの使用、自動車の排気ガス等
ハイドロフルオロ カーボン(HFC)	エアコン、冷蔵庫等の冷媒、断熱材の発泡剤、エアゾールの噴射剤等(いわゆる代替フロン)13種類
パーフルオロカー ボン(PFC)	半導体のエッチングガス、半導体等の製品の洗浄等(いわゆる代替フロン)7種類
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電力用ガス絶縁開閉装置の絶縁ガス等
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニング等

(2) 計画の期間

1) 計画の期間

計画の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とし、毎年、計画の進捗状況や技術の開発状況等を点検して、必要に応じて見直しを行うものとします。

2) 計画の基準年度

本計画の基準年度は、令和元年度とします。

3 事務及び事業活動に係る環境負荷の現状（令和元年度実績）

（1）資源及びエネルギー等の使用実績

令和元年度の筑紫野市における資源及びエネルギー等の使用状況は、以下のとおりです。

1) エネルギーの使用量

① 電気・燃料の使用量

項目		令和元年度実績値
電気		8,436,429kWh
燃料	灯油	2,675ℓ
	ガソリン	135ℓ
	軽油	0ℓ
	液化石油ガス (LPG)	10,051kg
	都市ガス	629,292m ³

② 公用車の燃料使用量

項目		令和元年度実績値
公用車の燃料	ガソリン	45,067ℓ
	軽油	21,209ℓ
	天然ガス	0m ³

③ 水の使用量

項目	令和元年度実績値
上水道	127,729m ³
雨水	8,187m ³
合計	135,916m ³

2) ごみの発生量

項目	令和元年度実績値
可燃物	274,639kg
缶	756kg
ビン	990kg
不燃物	6,196kg
ペットボトル	1,500kg
新聞・雑誌・ダンボール等	87,875kg
合計	371,956kg
再資源化が可能なごみの割合 (※合計に占める缶、ビン、不燃物、ペットボトル及び紙類の割合)	26.2%

3) 製品の購入量

① 公用車の保有台数・走行距離等

自動車保有台数 (台)	合計		105	低公害車 保有割合	走行距離
	低 公 害 車	低燃費かつ低排出ガス認定車	50	48.6%	564,905km
		天然ガス自動車	0		
		ハイブリッド自動車	1		
		小計	51		
それ以外の自動車	54				

(調査対象公用車台数については、コミュニティバスや消防団及び貸借台数等を含みません。令和2年3月末現在)

② 紙の購入量

項目	令和元年度実績値			
	環境配慮型製品購入量	非配慮型製品購入量	購入量合計	環境配慮型製品 使用率
コピー用紙	79,694.4kg	1,244.5kg	80,938.9kg	98.5%
その他用紙 (更紙、高白色紙、 上質紙等)	2,287kg	6,716.5kg	9,003.6kg	25.4%
合計	81,981.4kg	7,961kg	89,942.5kg	91.1%

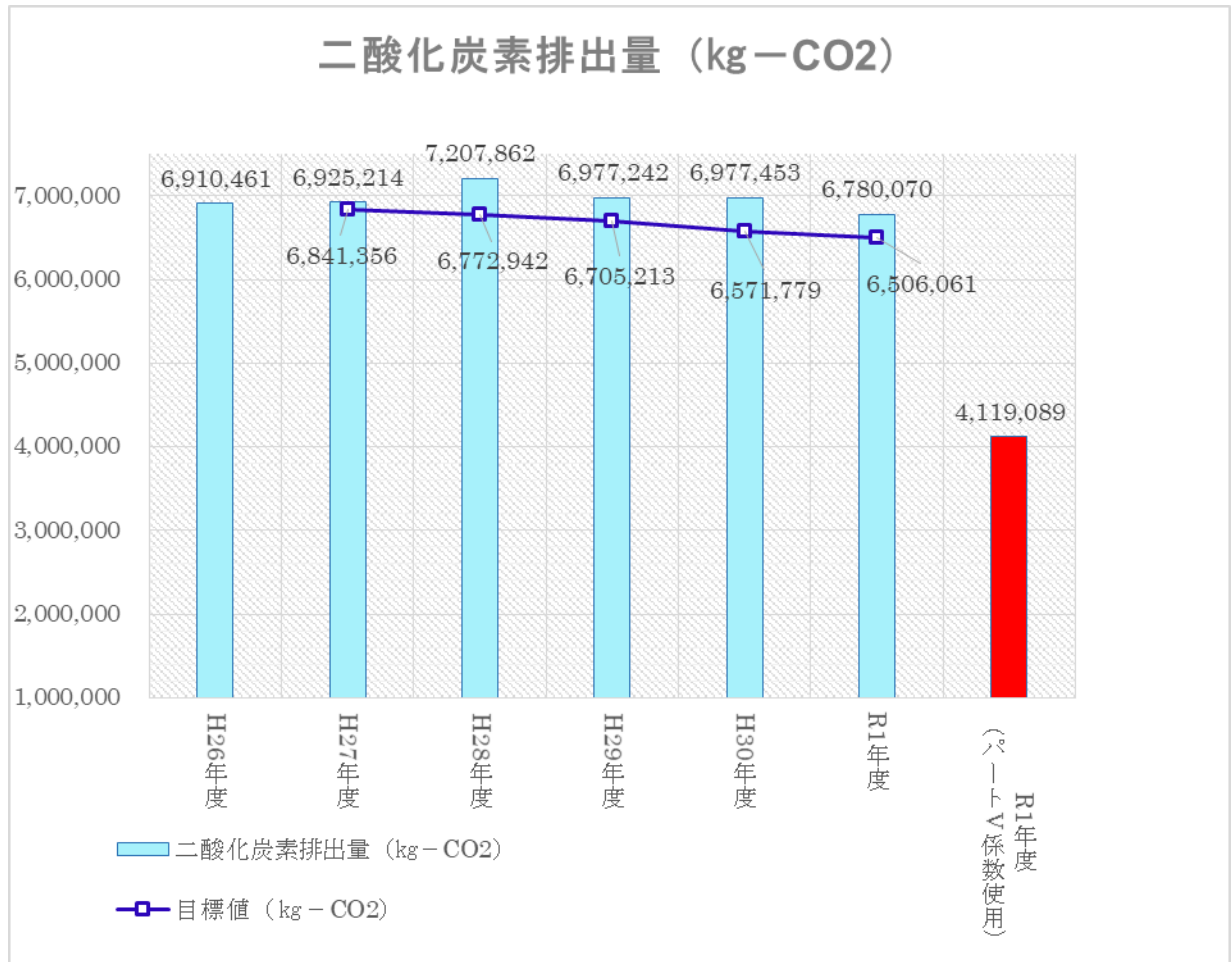
※環境配慮型製品については、グリーン購入法に適合した商品としています。

※一括購入分と幼稚園、小中学校の独自購入分を集計しています。

(2) 温室効果ガスの排出状況

1) 温室効果ガス総排出量

令和元年度における市の事務及び事業に伴う温室効果ガスの総排出量は、約4,119千 kg (二酸化炭素換算/パートVの排出係数使用) です。

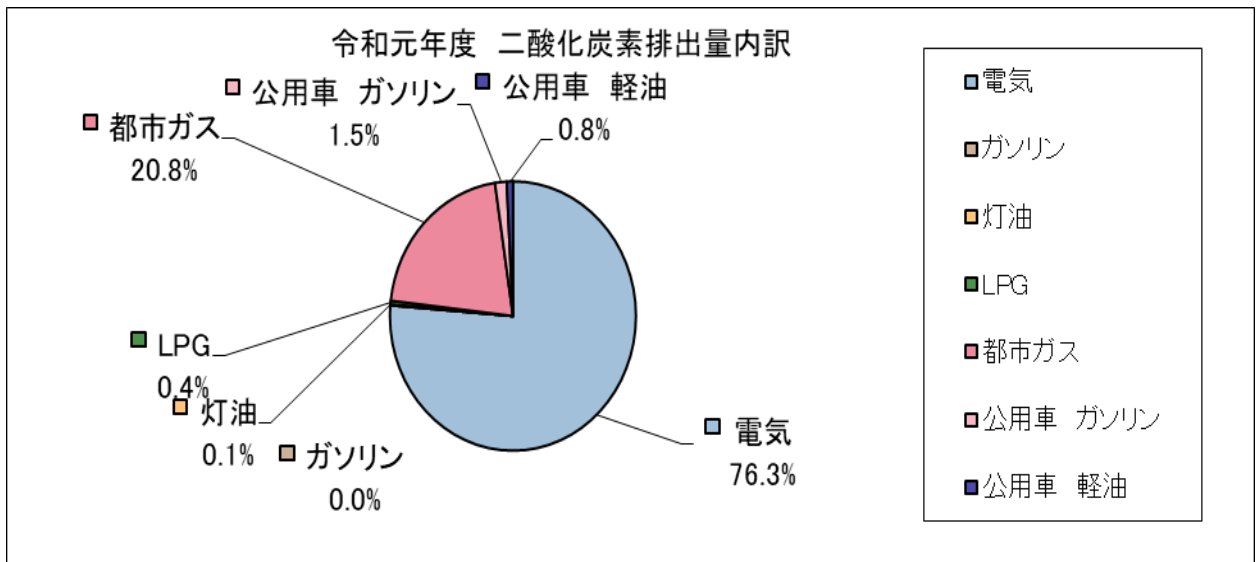


※電気および都市ガスの排出係数について、パートIVよりパートVのほうが小さいため、二酸化炭素排出量も小さくなっています。

2) 温室効果ガスの内訳

エネルギー別の二酸化炭素の排出状況を見ると、電気の使用による排出が76.3%と最も多くなっています。燃料使用は、主に空調等の燃料使用（都市ガス）が20.8%、公用車ガソリンが1.5%となっています。

二酸化炭素排出量の内訳グラフ (kg-CO₂)



3) 環境にやさしい行動計画パートⅣにおける目標達成状況

環境にやさしい行動計画パートⅣにおける目標達成状況をみると、公用車の燃料使用量や上水道使用量については目標を達成しましたが、それ以外の項目については、未達成でした。

環境にやさしい行動計画パートⅤにおきましては、この数値を参考に目標値の設定を行っています。

環境にやさしい行動計画パートⅣ 目標達成状況

目標項目	単位	実績値						対基準年度増減率	目標
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
二酸化炭素排出量	kg	6,910,461	6,925,214	7,207,862	6,977,242	6,997,453	6,780,070	-1.9%	平成26年度比4.9%削減
対前年比率	%	—	0.2%	4.1%	-3.2%	0.3%	-3.1%		
電気使用量の削減	kWh	8,941,816	8,969,356	9,202,817	8,576,954	8,723,965	8,436,429	-5.7%	平成26年度比6%削減
対前年比率	%	—	0.3%	2.6%	-6.8%	1.7%	-3.3%		
燃料使用量の削減	m ³	538,711	537,963	603,520	671,465	645,649	634,412	17.8%	平成26年度比3%削減
対前年比率	%	—	-0.1%	12.2%	11.3%	-3.8%	-1.7%		
公用車燃料使用量の削減	ℓ	74,935	75,297	70,414	69,713	70,549	66,276	-11.6%	平成26年度比3%削減
対前年比率	%	—	0.5%	-6.5%	-1.0%	1.2%	-6.1%		
上水道使用量の削減	m ³	145,752	144,232	140,192	139,562	131,448	127,729	-12.4%	平成26年度比7%削減
対前年比率	%	—	-1.0%	-2.8%	-0.4%	-5.8%	-2.8%		
ごみの発生量の削減	kg	386,201	382,750	395,502	394,747	392,131	371,956	-3.7%	平成26年度比5%削減
対前年比率	%	—	-0.9%	3.3%	-0.2%	-0.7%	-5.1%		
可燃物以外のごみの割合	%	29.5%	29.3%	29.4%	29.5%	29.5%	26.2%	/	30%以上
対前年比率	%	—	-0.7%	0.3%	0.3%	0.0%	-11.2%		
低公害車・低燃費かつ低排出ガス認定車の導入	%	46.1%	44.8%	44.2%	41.7%	42.9%	48.6%	/	50%以上
対前年比率	%	—	-2.8%	-1.3%	-5.7%	2.9%	13.3%		
環境配慮型製品の使用率の向上	%	84%	74%	77%	82%	85%	91.1%	/	90%以上
対前年比率	%	—	-11.9%	4.1%	6.5%	3.7%	7.2%		
紙の購入量の削減	kg	63,834	78,537	88,421	87,201	89,370	89,942	40.9%	平成26年度比5%削減
対前年比率	%	—	23.0%	12.6%	-1.4%	2.5%	0.6%		

4 計画の目標

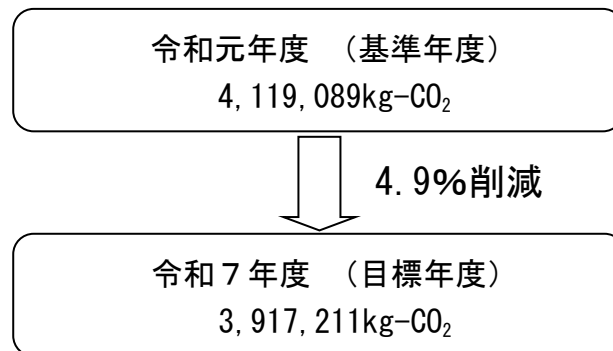
本計画では、具体的な取り組みの中で数値目標設定可能な項目について、令和元年度を基準年度として令和7年度における目標を設定し、その達成に向けた取り組みを行うこととします。

目標達成に向けては、取り組みの実行性を高めるため、各項目に進行管理の責任部署を定めることにします。なお、これらの数値目標及び具体的取組は、定期的に進捗状況の調査を行うとともに、必要に応じ見直しを行います。

(1) 温室効果ガス排出量（二酸化炭素排出量）の削減目標

「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」では、特定事業者の指定を受けている地方公共団体は年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減を努力する必要があります。その規定に準拠して、市の事務及び事業に伴う二酸化炭素の総排出量を、令和元年度を基準年度とし毎年、前年比1%ずつ削減することを目標とします。

	基準年度	計画期間中の各年度の目標値				
年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
kg-CO ₂	4,119,089	4,077,898	4,037,119	3,996,747	3,956,779	3,917,211



参 考

○一般家庭の二酸化炭素排出量(年) 4,150kg (2018年度)

○一人当たりの二酸化炭素排出量(年) 1,920kg (2018年度)

資料:全国地球温暖化防止活動推進センター

○1kg-CO₂はどのくらい?

1ℓペットボトル約500本、25mプールひとつ分の体積

○CO₂の1年の削減量は

- ・冷蔵庫の設定温度を「強」から「弱」にする：23kg
- ・照明器具の点灯時間を短くする（54Wの白熱灯1灯を1日1時間）：10kg
- ・エアコンのフィルターを月に1回か2回清掃する：17kg
- ・冷房の利用時間を1時間減らす：10kg
- ・暖房の利用時間を1時間減らす：22kg

(2) 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガスの排出量は「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に基づき、令和元年度の電気や燃料の活動量に二酸化炭素排出係数を乗じて算定しました。

自らが講じた対策の効果を把握できるように、パートVの期間中は、排出係数等を令和元年度の数値で固定して削減の評価をします。

今回、温室効果ガス排出量算定に使用した排出係数等を以下に示します。

二酸化炭素 (CO₂)

活動区分	活動量 単位	二酸化炭素排出係数 (単位発熱量×炭素排出係数×44/12)	単位発熱量	炭素排出係数	
電気	kWh	0.319kg-CO ₂ /kWh	-	0.319kg-CO ₂ /kWh	
燃料	ガソリン	ℓ	2.32CO ₂ /ℓ	34.6MJ/ℓ	0.0183C/MJ
	灯油	ℓ	2.49CO ₂ /ℓ	36.7MJ/ℓ	0.0185C/MJ
	軽油	ℓ	2.58CO ₂ /ℓ	37.7MJ/ℓ	0.0187C/MJ
	液化石油ガス (LPG)	Kg	3.00CO ₂ /kg	50.8MJ/Kg	0.0161C/MJ
	都市ガス	Nm ³	2.21CO ₂ /Nm ³	45.0MJ/Nm ³	0.0134C/MJ

(温室効果ガス総排出量算定方法ガイドラインに準拠)

算定方法

電気の使用量

<p>(例) 電気1,000kwh の使用による二酸化炭素排出量</p> $1,000\text{kWh} \times 0.319\text{kg-CO}_2/\text{kWh} = 319\text{kg-CO}_2$ $\boxed{\text{電気使用量}} \times \boxed{\text{二酸化炭素排出係数}} = \boxed{\text{二酸化炭素排出量}}$

燃料の使用量

<p>(例) 液化石油ガス (LPG) 10kg の使用による二酸化炭素排出量</p> $10\text{kg} \times 3.00\text{CO}_2/\text{kg} = 30\text{kg-CO}_2$ $\boxed{\text{燃料使用量}} \times \boxed{\text{二酸化炭素排出係数}} = \boxed{\text{二酸化炭素排出量}}$
--

(3) 資源及びエネルギー等の目標

1) エネルギーの使用に関する目標

項目		数値目標	内容	進行管理責任部署
省エネルギー	電気使用量の削減	6%	電気使用量を令和元年度比で6%削減する。	各課、各施設
	燃料使用量の削減	2%	燃料使用量を令和元年度比で2%削減する。	管財課、各施設
	公用車の燃料使用量の削減	5%	公用車の燃料使用量を令和元年度比で5%削減する。	管財課 公用車保有の各課、施設
省資源	上水道使用量の削減	4%	水道使用量を令和元年度比で4%削減する。	各課、各施設

2) 製品の購入に関する目標

項目		数値目標	内容	進行管理責任部署
公用車	環境に配慮した公用車※の導入	85%	公用車に占める環境に配慮した公用車の割合を85%とする。 (令和元年度は79%)	管財課 公用車保有各課、施設
用紙類	購入量(=使用量)の削減	5%以上	コピー用紙、印刷用紙の購入量を、令和元年度比で5%以上削減する。	総務課 教育政策課

(調査対象公用車台数については、コミュニティバスや御笠自治会バス、消防団等の台数を含みません。令和2年3月末現在)

※環境に配慮した公用車とは、エネルギー使用の合理化に関する法律に基づく燃費基準(トップランナー基準)早期達成(低燃費車)または「低排出ガス車認定実施要領」に基づく低排出ガス認定車、および、そのいずれも満たす自動車を指します。

5 具体的な取り組み

(1) エネルギーの使用に関する取り組み

1) 電気使用に関する取り組み

<目標> ・ 電気使用量を令和元年度比で 6%削減する。

・ 燃料使用量を令和元年度比で 2%削減する。

種別	取組	具体的な内容
省エネ・節電に努める	不要な照明の消灯	・ 昼休み及び勤務時間外は、必要な箇所のみ点灯する。
		・ トイレ、給湯室等の照明は、支障がない限り日中の点灯を控え、退室時に消灯する。
		・ 自然光により採光可能な箇所の照明はこまめに消す。
	空調設備の適正利用	・ 実際の室温が夏は28℃、冬は20℃になるよう冷暖房機器の温度設定を行い、衣服やひざ掛けなどで調整する。
		・ 会議室等の冷暖房機器使用は、効率的な会議運営に努めて時間短縮を図り、使用後は必ず運転を停止する。
		・ 冷暖房時は適切な換気に努め、ブラインド、緑のカーテン、よしず、扇風機やサーキュレータ等を利用することで空調効果を高める。
	OA 機器等の省エネ	・ パソコンの電源設定でシステムスタンバイを短い時間に設定し、作業していない時間の省電力化を図る。
		・ 長時間席を離れる際は、業務に支障のない範囲で主電源を切る。
		・ OA 機器、コピー機等電気機器類に節電機能がついている場合は、その機能を活用する等省電力化を図る。
		・ コピー機の使用後は、節電モードへの切り替えを徹底する。
	エレベーター等の適正利用	・ エレベーターの利用を極力せず、階段での昇降を行う。
	その他	・ 電気ポット等は使用時間を短縮し、必要時のみ使用する。(保温使用を控える)
		・ 効率的なガスコンロ、給湯器の使用に努める。
・ 電気器具を使用した後や退庁時は、コンセントからプラグを抜き、待機消費電力を少なくする。		

2) 公用車の燃料使用に関する取り組み

<目標>・公用車の燃料使用量を令和元年度比で5%削減する。

種別	取組	具体的な内容
エコドライブ等の推進	「エコドライブ10のすすめ」を取り組む	・ふんわりアクセル『eスタート』（最初の5秒で、時速20km程度が目安）
		・車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転（交通状況に応じて速度変化の少ない運転を心がける）
		・減速時は早めにアクセルを離す（エンジンプレーキの活用）
		・エアコンの使用は適切に
		・むだなアイドリングはやめる（現在の自動車は基本的に暖機運転は不要）
		・渋滞を避け、余裕をもって出発する
	エコドライブの推進	・低公害車を優先的に使用する。
		・近距離での業務は、徒歩や公用自転車で移動し、公用車の利用を控える。
		・公用車利用時は、走行ルートをきちんと確認し、無駄な走行を控える。
		・出張移動の際は、できる限り相乗りに努める。
		・公共交通機関を利用する。

3) 水の使用に関する取り組み

<目標>・水道使用量を令和元年度比で4%削減する。

種別	取組	具体的な内容
省エネルギーに努める	節水に努める	・トイレの二度流し、洗面所での水の流しっぱなし等をやめる。
		・公用車の洗車や食器洗いについては、ため洗い等の工夫をする。
		・製品を取り替えるときは節水型機器の導入・利用を行う。
		・水の再利用を図る。（打ち水等に利用するなど）

(2) その他の環境配慮に関する取り組み

1) ごみに関する取り組み

【具体的な取り組み】

《ごみの発生抑制》

- ① 容器・包装については、再利用・リサイクルを図る。
- ② 印刷物は、必要最小限度の部数を作成する。
- ③ マイバッグ、マイボトルの利用を促進する。
- ④ 詰め替え製品の使用を促進する。

《再利用とリサイクル》

- ① 用紙類の資源化に努める。
- ② 分別収集を徹底し、古紙回収を進める。
- ③ トナーカートリッジ等（テプラテープ含む）の回収とリサイクルを促進する。
- ④ 不要備品等のリユース情報を各職場に普及するよう職員用ポータルサイトを活用する。

2) 製品の購入に関する取り組み

製品の購入に際しては、国の「環境物品等の調達に関する基本方針」に基づくグリーン購入※に努めること。

※グリーン購入とは、商品を購入する際に必要性をよく考え、価格だけではなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することです。

① 公用車の購入に関する取り組み

＜目標＞・環境に配慮した公用車の占める割合を85%以上とする。

【具体的な取り組み】

- ① 公用車の購入・更新の際は、環境に配慮した公用車の導入に努める。

※環境に配慮した公用車とは、エネルギー使用の合理化に関する法律に基づく燃費基準（トップランナー基準）早期達成（低燃費車）または「低排出ガス車認定実施要領」に基づく低排出ガス認定車、および、そのいずれも満たす自動車を指す。

②用紙類の購入に関する取り組み

＜目標＞・用紙類の購入量（＝使用量）を令和元年度比で5%以上削減する。

【具体的な取り組み】

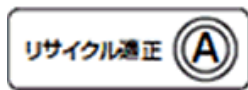
- ① コピー用紙、印刷用紙等の用紙はエコマーク商品、又はグリーン購入法の総合評価値が80ポイント以上の製品の購入に努める。



- ② トイレットペーパー等の衛生用紙は、古紙配合率100%の製品を購入する。



- ③ 印刷物を発注する際は、総合評価値が80ポイント以上の紙を使用し、VOC（揮発性有機化合物）の含有率が少ないインキを使用する等、リサイクルしやすい印刷物を製作し、リサイクル適正の表示を行う。



ソイ（大豆油）インキマーク



植物油インキマーク

【具体的な取り組み】

- ① 会議資料は、簡素化を図り、ページ数や部数を必要最小限とする。
- ② 各種資料の共有化を図り、個人所有の資料をなくす。
- ③ 紙による情報提供を行う場合は、文書の通知先やパンフレット、ポスター等の配布先、枚数の検討を行う。
- ④ 片面コピー紙は、簡易な回覧やメモ用紙等に再利用する。
- ⑤ 両面印刷、裏面コピー、縮小機能を利用する。
- ⑥ ミスコピー防止のため、コピー使用後は必ずオールクリアボタンを押す。
- ⑦ プリントアウトの際に設定の内容を確認する。
- ⑧ 職員用ポータルサイトの電子メール、掲示板を使うことにより、ペーパーレス化を図る。
- ⑨ 使用済封筒を資料袋や使送文書用封筒等に再利用する。
- ⑩ FAX は、送信票を廃止し、本文余白を使用する。
- ⑪ 印刷物には再生紙を利用し、再生紙マークを表示する。

③文具・事務用品の購入に関する取り組み

【具体的な取り組み】

- ① ボールペン、マーキングペン、のり、修正具等の文具は詰め替え可能であること。その他の文具は、本体が再生素材から作られた環境配慮型の製品（エコマーク商品やグリーンマーク商品等）を優先的に購入する。



- ② ノートやファイル等の紙製品については、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上の製品の購入に努める。
- ③ 事務用品、備品等はできるだけ修繕して長期間の使用を心がける。
- ④ ファイル等は見出しの張り替え等をして再利用する。

④電気製品の購入に関する取り組み

【具体的な取り組み】

- ① 電気製品の購入・更新にあたっては、特殊な場合を除いて、省エネルギー型の製品を優先して選択するとともに、用途を十分検討のうえ、適正規模の機器を選択する。
- ② コピー機、プリンターは、両面・縮小プリントが可能で古紙パルプ配合率100%の再生紙に対応可能な製品を優先的に購入する。

⑤その他の購入に関する取り組み

【具体的な取り組み】

- ① 環境負荷の小さい製品やサービスを調達する。
- ② 資源やエネルギー消費が少ない製品やサービスを調達する。
- ③ 部品の交換修理が可能な製品等、長期使用が可能な製品を購入する。
- ④ 再使用・リサイクル可能な製品を購入する。
- ⑤ 再生素材や再使用部品を多く使用している製品を購入する。
- ⑥ 処理や処分が容易な製品を購入する。
- ⑦ 環境保全に積極的な事業者（ISO14001認証取得等）により製造又は販売されている製品を優先的に購入する。

3) 公共工事に関する取り組み

温室効果ガスの削減に最も効果を発揮する公共施設等の省エネルギー化や公共工事に関する環境負荷の低減等を図っていくために、公共施設建設や公共工事等では、計画、設計、施工、改修及び解体の各段階で環境配慮の取り組みを推進していきます。

特に建築物等の建設を行う場合、建築後の建築物等は、長期にわたって使用されるため、計画、設計及び施工の各段階における環境配慮が重要となります。

また、建築物等の改修及び解体等を行う場合には、有害物質や廃棄物等に充分配慮します。あわせて、既存公共施設等の環境配慮及び省エネルギー化への整備に努めます。

【具体的な取り組み】

- ① 省資源及び省エネルギー化の設備の整備に努める。
(高効率型の照明機器、空調設備及び給湯設備等の導入や雨水の利用を図る。)
- ② 新エネルギー設備の整備に努める。(太陽光発電や太陽熱の利用等)
- ③ 高気密・高断熱の建築設計を行う。
- ④ 部屋割りや窓等の配置に配慮し、自然光を取り入れる工夫を積極的に行う。
- ⑤ 施設の新設に際しては、緑の確保に努め緑化を推進する。また、壁面・屋上緑化等も検討する。
- ⑥ 周辺環境等への環境負荷の低減に配慮した工法や物品等の調達に努める。
- ⑦ 公共工事の施工等において、騒音、振動の発生抑制、大気汚染等の防止に努める。
- ⑧ 建設副産物の再資源化、廃棄物等の発生量の抑制に努める。
- ⑨ 有害物質等については、適正処理を行う。

4) 職員に対する研修及び情報提供の推進

【具体的な取り組み】

- ① 環境に関する職員研修を実施する。
- ② パンフレットや職員用ポータルサイトを利用し、職員に対して環境に関する情報を提供する。

5) 職員が率先して取り組むべき事項

【具体的な取り組み】

- ① 夏期のクールビズや冬期のウォームビズにより、着衣で寒暖に対応する。
- ② 通勤にはなるべく徒歩・自転車や公共交通機関を利用する。
- ③ ごみゼロ運動や緑化運動等、地域のボランティア活動等に積極的に参加する。
- ④ 環境を意識する日(週1回)を作り、ごみ分別徹底、ノーマイカー等の取り組みを実施する。

6) 市民及び地域施設への啓発

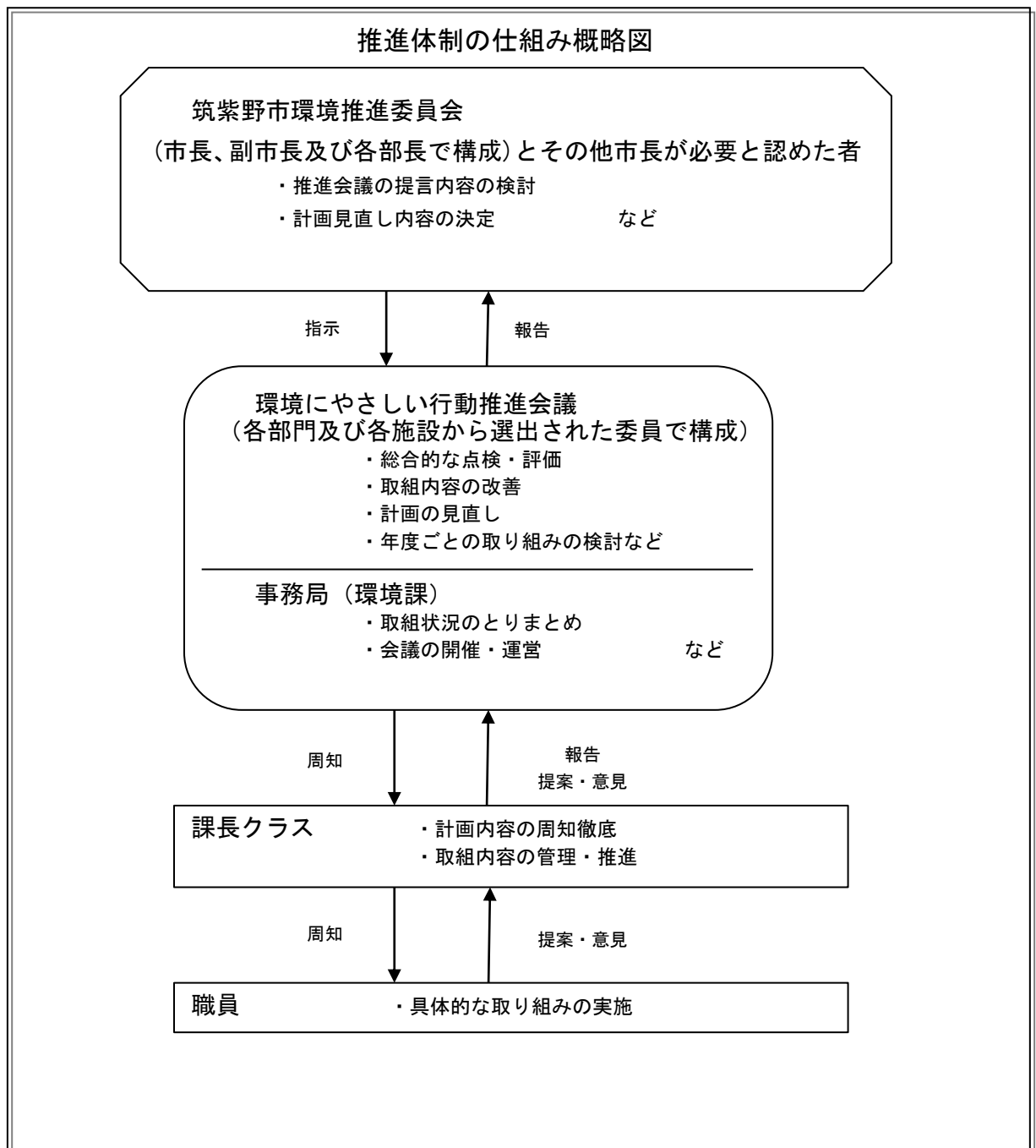
【具体的な取り組み】

- ① 広報紙やホームページを利用し「筑紫野市役所環境にやさしい行動計画パートⅤ」の実施状況を市民に公表し、理解を求める。
- ② 地域の公共施設及び利用者等に対し環境情報を提供する。

6 計画の推進体制

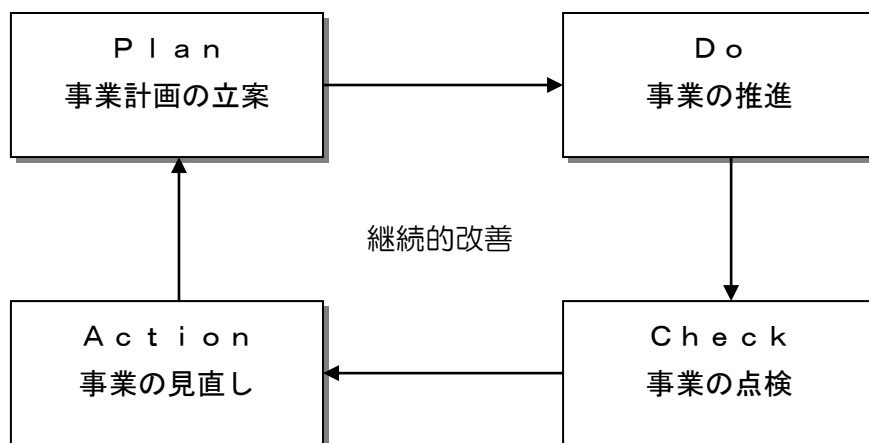
(1) 推進体制

本計画を実施・推進していくためには、各職場で自主的かつ積極的に取組みを推進していくことが必要です。そこで、本計画の推進体制として、筑紫野市環境推進委員会や環境にやさしい行動推進会議において取組内容の点検・評価や計画の見直しが行われ、各課等の長が取組内容を周知し、管理及び推進し、全職員が実施するものとします。



(2) 進行管理

本計画の効果的・効率的な推進を図るために、P D C Aサイクルによる進行管理を行い、計画の継続的な改善を目指します。P l a nでは具体的な事業計画の立案等を行い、D oでは各種事業を推進します。C h e c kでは各種事業の点検や年次報告書の作成を行い、A c t i o nでは事業等の改善や見直しを行います。



(3) 計画の取組状況の点検・把握

年1回、各課等の長が計画の取組状況を点検・把握し、その結果を、事務局（環境課）へ報告します。（※施設管理課で把握できないものについては、各施設が報告する。）

(4) 計画の進捗状況の公表

事務局（環境課）が計画の進捗状況をとりとまとめ、年1回、環境基本計画の年次報告をホームページに掲載して、広く公表するものとします

※令和4年1月 誤記のため訂正

筑紫野市役所
環境にやさしい行動計画パートⅤ
—筑紫野市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)—

